

公益社団法人地盤工学会中国支部規程

平成22年4月20日 総会決定
平成22年11月1日 施行
平成31年4月25日 一部改正

第1章 総 則

(支部の名称及び所在地)

第1条 公益社団法人地盤工学会（以下「学会」という。）定款第3条に基づき中国地区に支部を設け、公益社団法人地盤工学会中国支部（以下「支部」という。）といい、事務局を広島地区に置く。

(支部規程の制定)

第2条 支部の運営に関しては、学会規則（以下「規則」という。）第52条の規定により、学会定款（以下「定款」という。）及び規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(支部区域)

第3条 支部は、規則第44条に示す中国地区（岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県）に在住する会員をもって組織する。

(地域幹事会等)

第4条 支部は、地域ごとの会員の情報伝達を促進し、支部運営の効果を向上させるために必要に応じて支部地域幹事会を置くことができる。

(事業)

第5条 支部は、規則第46条に定める範囲において、定款第5条に定める事業のうち、支部に関する事業を行う。

第2章 支部役員

(支部役員)

第6条 支部に、次の支部役員を置く。

支 部 長	1 名
副 支 部 長	3 名
商 議 員	25名以内
支 部 監 事	2 名
幹 事 長	1 名
幹 事	20名以内

2 支部に顧問を置くことができる。

(支部役員等の選任)

第7条 支部役員は、商議員会が支部内の正会員のうちから推薦し、定例支部総会の議決によって選任する。そのうち、支部長については、正会員から選任しなければならないが、その余の者は特段の事情があれば正会員以外から選任することができる。

- 2 支部役員が任期中に欠けたときは、次期定例支部総会までの残任期間中に限り、欠員としてその後任者を商議員会において選任することができる。
- 3 顧問は、支部長が任免する。

(支部役員等の任期)

第8条 支部役員等の任期は1年とし、任期とは、定例支部総会から翌年の定例支部総会終結時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 顧問の任期については、前項に準ずる
- 3 支部役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 4 欠員として選任された支部役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部役員等の職務)

- 第9条 支部長は、支部を代表し、その会務を総理する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故ある時には、その職務を代行する。
 - 3 商議員は、支部に関する重要事項を審議する。
 - 4 支部監事は、支部の会計及び支部役員の仕事執行状況等を監査する。
 - 5 幹事は、支部に関する事務を処理し、幹事長はこれを総括する。
 - 6 顧問は支部役員との諮問に依る。

(支部役員との解任)

第10条 支部役員は、支部総会との議決によって解任することができる。

(支部役員との報酬)

第11条 支部役員は、無報酬とする。

第3章 支部代議員

(支部代議員候補者との選考)

- 第12条 支部は、定款第7条及び代議員選挙規則により、支部代議員候補者との選考を行う。
- 2 支部代議員候補者は、商議員会にて選考する。

第4章 会 議

(会議)

第13条 支部との会議は、支部総会、商議員会、幹事会とする。

(支部総会)

- 第14条 支部総会は、規則第47条の規定により、支部に所属する会員をもって構成する。
- 2 支部長は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に定例支部総会を招集する。また、支部長が必要と認めた場合は臨時支部総会を招集する。
 - 3 支部総会との議長は、支部長がこれに当たる。
 - 4 支部総会は、次の事項について議決する。ただし、支部総会との議事は、予め商議員会との承認を必要とする。
 - (1) 支部役員との選任または解任
 - (2) 支部役員との報酬等の額またはその規定
 - (3) 事業報告及び決算報告との承認
 - (4) 支部規程その他の規程の変更との承認
 - (5) その他、商議員会にて認めた事項
 - 5 支部総会は、支部に所属するすべての会員との委任状を含む20分の1以上の出席をもって成立する。
 - 6 委任状は、当該議事につき、書面もしくは電磁的記録をもって、支部総会における他の構成員に委任をし、または予め示された議案の賛否についての意思表示をすることができる。この場合はその者は出席者とみなす。
 - 7 支部総会との議事は、出席者との過半数をもって決定し、可否同数のときは議長との決定による。ただし、支部規程の変更に関しては、出席者との3分の2以上の同意を必要とする。

(商議員会)

- 第15条 商議員会は、商議員をはじめとする支部役員をもって構成し、議長は支部長がこれに当たる。
- 2 商議員会のうち、1回は毎事業年度開始1ヶ月前までに支部長が招集する。また、支部長が必要と認めた場合には、招集しなければならない。
 - 3 商議員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 規程等の制定及び変更
 - (4) 第7条に基づく支部役員との推薦または選出
 - (5) その他、会務運営上の事項
 - 4 商議員会は、商議員との委任状を含む過半数の出席をもって成立する。
 - 5 委任状は、当該議事につき、書面をもって、商議員会における他の構成員に委任をし、または予め示された議案の賛否についての意思表示をすることができる。この場合はその者は出席者とみなす

- 6 商議員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決定による。
ただし、支部規程の変更に関しては、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(幹事会)

- 第16条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、議長は幹事長がこれに当たる。
2 幹事会は、年3回程度開催し、支部長の承認を得て幹事長が招集する。
3 幹事会は、商議員会に付議する事業計画、その他会務運営等に関する事項を策定する。

(支部委員会)

- 第17条 支部長は、調査・研究のために必要があるときは、支部委員会を設置することができる。

第5章 会 計

(支部の事業年度)

- 第18条 定款第43条に基づき、支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(支部の経費)

- 第19条 規則第51条に基づき、支部の経費は、交付金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(支部の事業計画及び収支予算)

- 第20条 支部の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始1ヶ月前までに商議員会が議決し、支部長は直ちに会長に届出て、理事会の承認を得なければならない。
2 支部長は、理事会が承認した事業計画及び収支予算を定例支部総会に報告しなければならない。

(支部の事業報告及び収支決算)

- 第21条 支部の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、支部監事の監査を受けた上で、商議員会の議決を経て定例支部総会の承認を受けなければならない。
2 支部長は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に事業報告及び収支決算報告を会長に届出て、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第6章 支部表彰

- 第22条 別に定める支部表彰規程に基づき表彰を行うことができる。

第7章 支部規程の改廃

- 第23条 この規程を改廃しようとするときは、商議員会の議決を経て、支部総会の承認を得なければならない。
2 支部長は、この規程の変更を行う場合、予め理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 附則 この規程は、社団法人地盤工学会が公益法人の設立の登記の日から施行する。
附則 一部改正後のこの規程は、平成31年4月25日より施行する。